



関ロータークラブ

URL <http://www.seki-rc.org/> E-mail seki-rc@abelia.ocn.ne.jp
TEL (0575)22-9332 FAX(0575)22-9977

RID2630 ROTARY CLUB OF SEKI ■会長 藤井 淳 ■副会長 古田貴巳 ■幹事 三輪雄彦



2015~16 年度 国際ロータリーテーマ
「世界へのプレゼントになろう (Be a gift to the world)」
RI 会長 K.R. “ラビ” ラビンドラン
2015~16 年度 関ロータークラブテーマ
「 ONE FOR ALL , ALL FOR ONE 」 第 50 代会長 藤井 淳

第 2401 号

平成 28 年 1 月 26 日 (火)

前例会の記録 第 2400 回 1 月 20 日(水)夜間例会

会員卓話 「マイナンバーと情報管理」

弁護士 掛布真代さん

◆開会点鐘

◆「それでこそローター」斉唱

◆会長挨拶 藤井淳



最近は色々な分野で IT 化が進んできていますが、医療の分野でも IT 化が進んできています。先日、この地域の在宅医療の現場でも情報交換ソフト (medical station) を使い始めたことをご紹介します。

また医療現場の各種検査データもデジタル化されている所が多くなりました。予断ですが、従来から使われている IT (information & technology) に変わる言葉として、最近 ICT (information & communication technology) が使われることが、特に海外では多くなってきたようです。ICT の活用によって教育、医療、介護・福祉などの公共分野への貢献が期待されています。具体的には、総務省の施策する” ICT ふるさと元気事業”、文部科学省の” 学校 ICT 環境整備事業”などがあります。これらの ICT 事業により、地域の人材育成、雇用の創出、地域サービスの向

上を図ろうというのが施策の目的です。ところで、今年の冬は暖かいため、風邪やインフルエンザなどの感染症が年末までは特に少ない傾向でした。当院でも年末まではインフルエンザと診断した人は、一人だけでした。今年に入ってからはこの地域でも少しずつ、インフルエンザの患者さんが散見されるようになりましたが、まだまだ大流行には程遠い状況です。(今週初めより関市内の某保育園で、流行し始めたようですし、某小学校では学級閉鎖になりました) 私は岐阜県医師会の情報システム IT 委員会のメンバーですが、岐阜県医師会では岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスというホームページ (HP) を開設しています。この HP は、インフルエンザ流行状況 (型別、年齢別も) のみならず、麻疹、風疹をはじめ水痘、感染性胃腸炎、RS ウイルス感染症などの小児感染症の流行情報も確認できます。またこの HP は医療従事者に限らず、一般の方でも閲覧可能ですので、上手く活用されては如何でしょうか?

《岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス》

<http://infect.gifu.med.or.jp/influ/influcondition>

◆委員会報告

◎出席委員会 副委員長 岩倉宏幸

会員 47 名中 出席 17 名 出席率 39.53%

◎ニコボックス委員会 委員 加藤浩二

会長・副会長・幹事の皆さん・・・本日は大寒波に

みまわれ、お足元の悪い中ご出席ありがとうございます。通常例会としましたは、今年初となる本日は、掛布さんには「マイナンバーについて」卓話をいただきます。タイムリーな話題でもあります。楽しみにしております。

堀部、山村、野口、佐藤、杉浦、長村、加藤(浩)、伊佐地、岩倉の皆さん・・・掛布さん、本日は卓話ご苦勞様です。まだ、なかなか慣れていないマイナンバーについてのお話は大変興味があります。わかりやすくお話をよろしくお願ひします。

掛布真代さん・・・夫宛てのバースデーカードありがとうございました。1日早く届いたので、私も結婚2年目にして夫の誕生日を忘れずにすみました。

◆会員卓話「マイナンバーと情報管理」

弁護士 掛布真代さん



マイナンバー制度とは「社会保障・税番号制度」のことをいいます。主として「社会保障」と「税」の行政手続で、ひとりひとりに付した個人番号や法人番号を利用する制度です。社会保障関係の書類と、税務

署・市区町村に提出する税関係の書類に個人番号・法人番号を記載しなければならないので、全ての民間企業が対応する必要があります。

民間企業に求められることは大きく分けて3つです。①マイナンバーの収集、②集めた情報の管理、③マイナンバーが記載された書類の行政機関への提出です。ただし、マイナンバーが必要になる場合は非常に限定されています。原則として、次の書類を行政機関に提出するときに限られます。逆に、それ以外の時にマイナンバーを収集したり、他人にマイナンバーを提供したりすると、重い罰則があります。提出時にマイナンバーが必要になる書類は大きく分けて次の三種類です。

①従業員及びその扶養親族等に関する税務の書面(源泉徴収表など)

②社会保険の書面(健康保険、厚生年金保険、雇用保険など)

③取引先、株主、顧客に関する税務の書面(支払調書など)

つまり原則として①給料・報酬を支払うとき、②社会保険関係(脱退、加入など)、だけに必要と理解していれば良いと思います。そして、①②以外の場合にマイナンバーを集めたり、他人に提供したりすることは禁じられています。

マイナンバーの提供を受けるときの注意です。まず、必要のないときに提供を受けてはいけません。ただし、将来必要となる見通しがある場合に、あらかじめ提供を受けることには差し支えありません。実際、従業員のマイナンバーは雇入れのときに提供してもらうことが多いのではないのでしょうか。

プライバシーや個人情報の複雑化、多様化・量的増加、インターネットの普及によって、いったん流出した自己の情報をコントロールすることが困難になりました。情報が悪用されるリスクが増大したといえます。マイナンバーも「情報」なので、流出しても失われない、流出したことがわからない、という情報特有のリスクに晒されています。マイナンバーは、利用範囲の拡大が予定されています。特に鳴り物入りで導入されるのは預貯金口座付番です。そして、マイナンバーの民間利用の見通しは立っていません。つまり、マイナンバー制度というのは、国が利用するための仕組みなのです。いまのところ、国が国民の情報、特に財産に関する情報を管理するための仕組みに、わたしたちが協力するということなのです。

◆幹事報告

◎例会変更と休会通知

・可茂 RC ・郡上八幡 RC ・可児 RC

次例会のご案内 2月2日(火)12:30
「卓話」 パナソニック(株) 慶田様

例会：毎週火曜日 12:30 (第3週は水曜日に 18:30)
例会場：岐阜県関市本町 6-20 大垣共立銀行関支店2F
事務局：岐阜県関市平和通 7-10-25 アメリア